

様式 A - 1

申請等に対する処分一覧表

(令和 7 年 (2025 年) 8 月 15 日作成)

[所管 : 環境部 ゼロカーボンシティ推進課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	豊中市立環境交流センター条例	4	豊中市立環境交流センターの使用承認	A	A
2	豊中市立環境交流センター条例	8 - 3	豊中市立環境交流センターの使用料の減免	A	A
3	豊中市立環境交流センター条例	9	豊中市立環境交流センターの使用料の返還	A	A
4	豊中市立環境交流センター条例	1 1	豊中市立環境交流センターの設備の承認等	A	A
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

様式Ｂ－１

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		豊中市立環境交流センターの使用承認
根拠法令及び条項		豊中市立環境交流センター条例第４条
所管部課（室）係名		環境部 ゼロカーボンシティ推進課
審査基準	関係条項	同条例第１条、第３条、第５条
	基 準	同条例第３条（事業） センターは、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (4)地球環境の保全等に関する会議、研修、催し等へのセンターの施設の提供。 《例示すると、以下のとおりです。》 ・地球環境の保全、環境への配慮、資源・エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関する会議、研修、催し。 ２ 市長は、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、センターの施設を一般の利用に供することができる。 同条例第４条（使用承認） センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認された事項を変更するときも同様とする。 同条例第５条（使用制限） 次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設の使用を承認しない。 (1)他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。 (2)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (3)管理上支障があると認めるとき。 (4)その他市長が適当でないと認めるとき。 《例示すると、以下のとおりです。》 ①火気の使用又は臭気、騒音等の発生を伴う使用を行う場合に、その対策が十分でなく、他の利用者や一般市民に迷惑を及ぼし又は危険が及ぶおそれがあると認めるとき。 ②豊中市暴力団排除条例に抵触するおそれがあると認めるとき。 ③建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認めるとき。 ④過去に施設管理上の指示に従わなかったなど管理上支障が生

		じるおそれがある団体が使用しようとするとき。 ⑤承認書類の記載事項に虚偽があると認めるとき。 ⑥収容定員を超えて使用しようとするとき。 ⑦葬儀、告別式その他これらに類する行事として施設を使用しようとするとき ⑧宗教活動として施設を使用しようとするとき。 ⑨明らかに営利を目的とした物品の販売その他これに類する行為を行うと認めるとき。 ⑩その他上記の①～⑨に準ずると認めるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 25 年（2013 年）3 月 25 日設定（令和 7 年 8 月 15 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	即 日
	内訳	
	設定等年月日	平成 25 年（2013 年）3 月 25 日設定（令和 7 年 8 月 15 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		豊中市立環境交流センターの使用料の減免
根拠法令及び条項		豊中市立環境交流センター条例第 8 条第 3 項
所管部課（室）係名		環境部 ゼロカーボンシティ推進課
審 査 基 準	関係条項	同条例施行規則第 10 条
	基 準	同条例第 8 条（使用料等） 使用料は，無料とする。ただし，第 3 条第 2 項の規定によるセンターの施設の使用については，別表に定める額の範囲内で市規則で定める使用料を徴収する。 2 前項ただし書に該当するセンターの施設の使用の場合において，使用者が附属設備を使用するときは，市規則で定める使用料を徴収する。 3 市長は，特別の理由があると認めるときは，前 2 項の使用料を減免することができる。 条例第 8 条第 3 項による減免は、当該事業又は行事が、災害対応等市長が特別の理由があると認める場合に行うものとする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 25 年（2013 年）3 月 25 日設定（令和 7 年 8 月 15 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	即 日
	内訳	
	設定等年月日	平成 25 年（2013 年）3 月 25 日設定（令和 7 年 8 月 15 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		豊中市立環境交流センターの使用料の返還
根拠法令及び条項		豊中市立環境交流センター条例第 9 条
所管部課（室）係名		環境部 ゼロカーボンシティ推進課
審 査 基 準	関係条項	同条例施行規則第 11 条
	基 準	同条例第 9 条（使用料の前納及び返還） 使用料は、前納とし、既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 同条例施行規則第 11 条（使用料の返還） 条例第 9 条ただし書の規定による使用料の返還は、次に定めるところによる。 (1) 使用者の責めによらない事由によって使用することができないとき既納の使用料の全額 ≪例示すると、以下のとおりです。≫ ①風水害等自然災害、その他災害により施設が使用できないとき。 ②風水害等自然災害、その他災害により交通機関が遮断し、使用者がセンターに来ることができないとき。 ③施設の設備が故障したとき。 ④その他上記に準ずると認められるとき。 (2) 使用する日の 7 日前までに使用承認の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めたとき 既納の使用料の 5 割の額（附属設備に係る使用料にあつては、その全額） ≪例示すると、以下のとおりです。≫ ①講師、出演者の都合等やむを得ない理由により、催しを中止したとき。 (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が相当の理由があると認めたとき 附属設備に係る使用料の全額 ≪例示すると、以下のとおりです。≫ ①受付ミス（二重受付や確認不足）などやむを得ない理由により、附属設備を使用しなかったとき。
	参考事項	

	設定等年月日	平成 25 年（2013 年）3 月 25 日設定（令和 7 年 8 月 15 日終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間	即 日
	内訳	
	設定等年月日	平成 25 年（2013 年）3 月 25 日設定（令和 7 年 8 月 15 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		豊中市立環境交流センターの設備の承認等
根拠法令及び条項		豊中市立環境交流センター条例第 11 条
所管部課（室）係名		環境部 ゼロカーボンシティ推進課
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	同条例第11条（設備の承認等） 使用者は、特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 《例示すると、以下のとおりです。》 ①照明、音響設備を増設しようとするとき。 ②施設の備品以外の電気、ガス調理器具を使用しようとするとき。 ③看板等を設置しようとするとき。 ④施設にポスター、張り紙等を貼付しようとするとき。 ⑤その他これに準ずると認められるとき。 ただし、施設の設備の電力容量を超える場合は増設できません。 2 使用者は、前項の規定により設備又は装飾をしたときは、使用後速やかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。第 6 条第 1 項の規定により使用承認を取り消されたときも同様とする。 3 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が執行し、その費用を使用者から徴収する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 25 年（2013 年）3 月 25 日設定（令和 7 年 8 月 15 日最終変更）
標 準 処 理	標準処理期間	即 日
	内訳	

期 間	設定等年月日	平成 25 年 (2013 年) 3 月 25 日設定 (令和 7 年 8 月 15 日最終変更)
	備考	